

第1章 総論

1 策定の趣旨

令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法第47号、以下「法」という。）が成立し、公布、施行された。千葉県においても、令和2年2月に策定された「第3期千葉県教育振興基本方針」に基づき、「学校における教職員の児童生徒のICT活用を指導する能力を100%」を目標に各施策を通して、学校教育の情報化に向けて取り組んでいる。また、令和5年3月には、「千葉県学校教育情報化推進計画」が策定され、ICT活用を通して、千葉の子供・教員・学校の可能性を引き出す取組の具体が示されている。

これを踏まえて、柏市（以下、「本市」と記載）の子供たちが、変化の激しい社会を生き抜くために、生涯に渡って学び続ける力を身に付けることができるよう、学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、本市の学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的として本計画を策定する。

2 目指す姿

本計画のもと、全ての子どもたちの可能性を最大限に引き出すために、児童生徒・教員・学校の目指す姿を示し、学校における教育の情報化推進に向けて各施策等に取り組むこととする。

児童生徒

- 全ての児童生徒が、クラウドツールを基盤としたICTの日常的な活用を通して、学びの質の向上を図り、学習の基盤となる情報活用能力を身に付け、生涯学習者としての基礎を築こうとしている。

教員

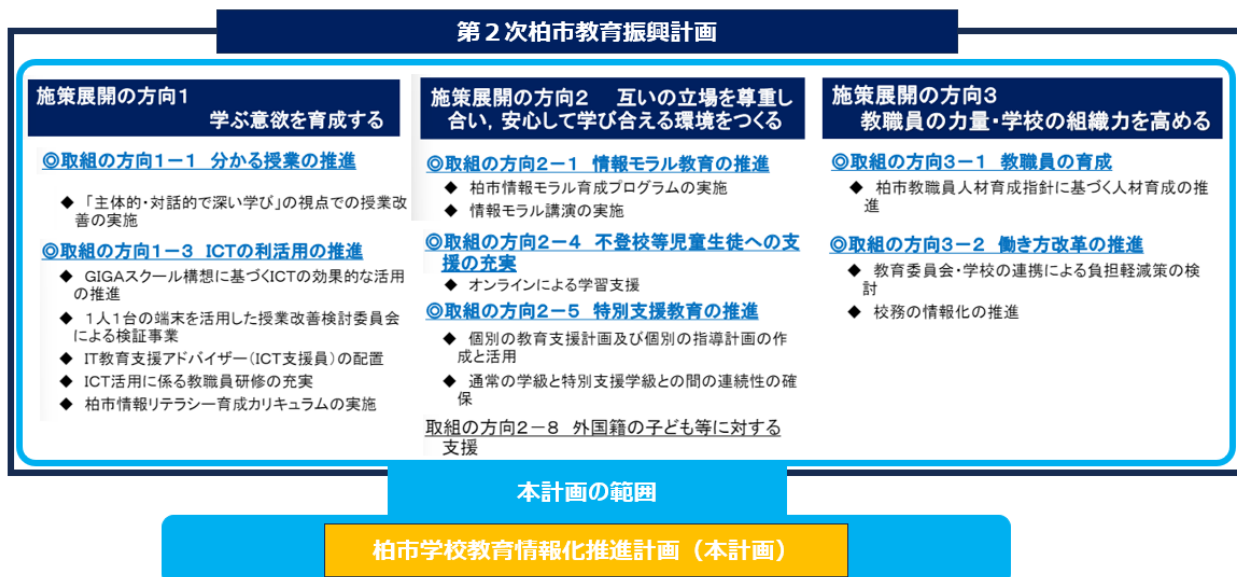
- 全ての教員が、自己研鑽等をとおして、意欲的にICT活用指導力を向上させ、児童生徒1人1人の学びを深めるための伴走者として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいる。

学校

- 全ての学校が、業務の負担軽減を図るため、校務や学習指導にクラウドツールを基盤としたICTを積極的に活用していく組織的な取り組みや体制づくりを行い、教員の児童生徒と向き合う時間を確保している。

3 計画の位置づけ

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条に定める市町村学校教育情報化推進計画に位置付けられ、「第2次柏市教育振興計画」¹等の目標を実現するための教育の情報化分野における実施計画とする。(図1)



(図1 計画の位置付けのイメージ)

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの今後の5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性及び次期学習指導要領の告示を踏まえて令和9年度を目途に点検・見直しを行う。

¹ 令和3年度から令和7年度までの基本的な計画として策定

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/documents/23145/dai2ji.pdf>